



平成30年1月12日

各 位

会 社 名 株式会社ドミー
代表者名 代表取締役社長 梶川勇次
(コード番号9924 名証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 杉浦直也
TEL (0564) 25-1121

平成30年5月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を東海財務局へ提出することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第77期（平成30年5月期）第2四半期報告書
（自平成29年9月1日至平成29年11月30日）

2. 延長前の提出期限

平成30年1月15日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成30年2月14日

4. 当該四半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

平成30年1月9日付「平成30年5月期第2四半期決算発表の延期に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、平成29年12月28日に、監査法人の指摘により店舗に係る固定資産の減損処理方法に関し、その前提となる事実に精査を要する事項の存在が判明しました。その事項とは仕入先からのリベート・協賛金の会計処理について、平成29年6月1日から平成29年11月30日の間に一部の店舗へ不適切に傾斜配賦処理が行われており、決算への影響の可能性があるとの監査法人から監査役会に対し調査依頼があり、内部調査を平成29年12月28日から平成30年1月5日まで行いました。その結果、各店舗が受取り当該店舗で計上すべきリベート・協賛金を特定の店舗に計上するように伝票処理がなされていた事実を監査法人に報告したところ、平成30年1月5日に、監査法人からこの事実の解明には社外の有識者からなる調査委員会による調査が必要であるとの指摘を受け、当社としましてもその必要があると判断しました。

5. 今後の対応並びに予定

本件判明を受けて、当社ではその原因を解明・精査するとともに、株主をはじめとするステークホルダーへの適切な説明責任を果たすべく、利害関係のない社外の有識者として経験豊富で社外監査役の推薦を含めて選定した委員により構成される第三者委員会を平成30年1月12日に設置いたしました。

当社は、本件を真摯に受け止め、今後提出される第三者委員会の調査結果に基づき適切な改善対応を行ってまいります。

今後の予定としましては、第三者委員会の調査・分析・検証・報告書類の取りまとめに14日間、当社の報告書類の取りまとめには9日間を要する見込みです。さらに監査法人においても追加的な監査手続きのため、会社の訂正作業完了後7日間を要する見込みです。

また、今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上